

◎葛城市国民健康保険資格喪失後の受診について◎

社会保険等の資格がある期間に、勤務先等での社会保険の加入手続きが遅れたなどの理由により葛城市国民健康保険の資格を使って医療機関等を受診してしまった場合、「保険給付費の返還」というかたちで葛城市が医療機関等へ支払った保険給付費分（総医療費の7割～8割）を返還いただくこととなります。これは、葛城市国民健康保険資格を使って受診したことにより、本来社会保険等が負担すべき保険給付費分を葛城市が医療機関等へ支払うことになったためです。受診をしてしまったご本人から葛城市へ返還金を支払っていただき、返還いただいた分については加入されている社会保険等に改めてご本人から請求のお手続きをしていただく必要があります。

●葛城市からの送付文書など

- ・医療費等の返納について
- ・納付書兼領収証書（水色の三つ折り用紙）
- ・診療報酬明細書の写し（返還金の入金確認後に送付いたします。）

●送付時期

葛城市国民健康保険の資格喪失手続きをしていただいてから概ね4か月後。

（医療機関等からの請求時期によっては遅れる場合があります。）

●葛城市への返還方法

葛城市役所または、納付書裏面にある指定金融機関でご納付ください。

●社会保険等への請求方法

納めた返還金の領収書と診療報酬明細書の写し（「開封無効」と書かれた封筒内に在中）を添付して、加入されている社会保険等へ療養費申請のお手続きをしていただくと払い戻しが受けられます。

詳しい手続きの方法については、加入されている社会保険等へお問い合わせください。

※ 社会保険等加入後すぐに医療機関等を受診される場合は、健康保険の切り替え手続き中であることを必ず医療機関等の窓口にてご相談の上、勤務先等から「資格情報のお知らせ」などの交付を受けてから受診するなどしてください。

※ 新しい社会保険等の資格を使って医療機関等を受診したにも関わらず、葛城市から「医療費等の返納について」という通知が送られてきましたら葛城市 保険課までご連絡をお願いいたします。